

# ボーナスカットは絶対に許さないぞ！

## 竹本本人訴訟・不当判決弾劾！！

1月25日、大阪地方裁判所は竹本ボーナスカット本人訴訟に対して原告の請求を棄却する不当判決を下しました。私たちは、この不当判決に対し満身の怒りを込めて弾劾する。竹本本人訴訟は、平成25年度夏季手当の不当カットの撤回、管理者のやり得を許さないとして、全ての理由を具体的に明らかにさせるために平成25年11月に労働審判を立ち上げ、その後は本人訴訟へと継続して闘ってきた裁判です。

大阪地裁は、争点となった管理者の注意・指導について、決定的な証拠がない中で推認として会社の主張を鵜呑みにしてボーナスカットを容認しましたが、竹本本人訴訟で全ての現場管理者を証言台に立たせ、証言の不当性を直接追及する等、多くの成果をつくり出してきました。次への闘いへとつなげていこう！

## 不当判決に抗しボーナスカット共同訴訟（II）を提訴！

1月25日同日、竹本さんへの不当判決に抗して、新たに3名の仲間が不当なボーナスカットの撤回と具体的な理由を明らかにすることを求めて大阪地方裁判所に提訴しました。山口敏明さん（大二運）、島津力さん（仕業）、前田稔さん（大二運）の3名の仲間は、平成26年度の夏季手当、年末手当、定期昇給のカット等に対する本人訴訟です。地本は、同日夕方、「ボーナスカットを



許さないぞ！総決起集会」を開催し、これまでの闘いの成果を全員で確認し、更にボーナスカットを許さない闘いを強化していくことを確認しました。